

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

- 1 件名
食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正
- 2 対象
食品添加物（アルゴン）
- 3 趣旨及び目的
新たにアルゴンを食品添加物として指定し、その規格基準を設定する。
- 4 施行予定日
公布後、速やかに施行の予定
- 5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274
FAX 03-3501-4868

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

食品添加物（イソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミン）

3 趣旨及び目的

新たにイソブチルアミン、イソプロピルアミン、*sec*-ブチルアミン、プロピルアミン、ヘキシルアミン、ペンチルアミン及び2-メチルブチルアミンを食品添加物として指定し、その規格基準を設定する。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274

FAX 03-3501-4868